

○ 申請にあたっての注意 ○

代理提出

事前に申請書をご用意ください。
紛失、焼失、刑罰等該当者、居所申請は代理提出ができません。

旅券の発給申請はご本人にお越しいただくことが原則ですが、申請者本人に代わって代理の方が申請書等を提出することができます。
代理提出の場合、次の書類が必要です。

- ①申請に必要な書類。本人確認書類は原本をご持参ください。(コピーは不可)
- ②申請書類等提出委任申出書(申請書裏面)
- ③代理人の本人確認書類(原本)(申請に必要な書類4の①または②-B)
※代理人は申請内容に関する質問に的確に答えられることが必要です。

有効期間中の切替申請

切替の場合、残りの有効期間は、新しい旅券に加算されません。
旅券番号が変わります。

次に該当する方は、新たな旅券に切り替えることができます。
①残りの有効期間が1年未満となった方
②査証欄に余白がなくなった方(査証欄は1回限り増補できます)
③旅券の記載事項(氏名・本籍地の都道府県)が変更になった方
(返納する旅券と有効期間満了日が同一の「記載事項変更旅券」を申請することもできます)

未成年者等の申請について

受取りは必ず **ご本人** です。
代理受領はできませんので
ご注意ください。

未成年者、成年被後見人が申請する場合、申請書裏面の「法定代理人署名欄」に親権者本人(父または母)、または後見人の署名が必要です。
なお、親権者が遠隔地に居住している場合は、親権者の署名のある「同意書」を提出してください。同意書の様式は県のホームページからダウンロードできます。

旅券の受取りについて

- ①旅券の受取りは必ず **ご本人** です。(代理受領はできません)
- ②旅券は申請窓口以外でも受け取ることができます。(県内窓口に限ります)
必ず申請の時にお申し出ください。申請受領後は変更できません。
- ③受取りの際、次の手数料が必要です。(申請時は不要です)

区分	10年旅券	5年旅券 (12歳以上)	5年旅券 (12歳未満)	記載事項 変更旅券
手数料	16,000円	11,000円	6,000円	6,000円
内訳	収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円
	福井県証紙	2,000円	2,000円	2,000円

※年齢は誕生日の前日に1年加算されますので、12歳の誕生日の前日に申請される方は申請日に12歳に達していることになり、手数料11,000円になります。

※申請の日から6か月以内に必ずお受け取りください。

- ホームページもご覧下さい。 [福井県 パスポート](#)
- テレホン案内 **(0776)28-8822** 旅券申請について終日ご案内しています。

	福井窓口	若狭窓口	奥越窓口	丹南窓口	二州窓口
所在地	〒910-0004 福井市宝永3-1-1 福井県国際交流会館1階 TEL 0776-28-8820 FAX 0776-28-8828	〒917-0297 小浜市遠敷1-101 若狭合同庁舎2階 TEL 0770-56-5910 FAX 0770-56-2296	〒912-0016 大野市友江11-10 奥越合同庁舎1階 TEL 0779-65-1291 FAX 0779-65-1283	〒915-0882 越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1階 TEL 0778-23-4543 FAX 0778-23-4540	〒914-0811 敦賀市中央町1-7-42 敦賀合同庁舎1階 TEL 0770-22-0162 FAX 0770-22-3901
受付	月曜～金曜(平日のみ) 9:00～17:00	月曜～金曜(平日のみ) 9:00～16:30			
交付	月・水～金・日曜 9:00～17:00 火曜 9:00～19:00 (火曜日 17:00～19:00 申請受付は行っていません)	月曜～金曜 9:00～16:30 日曜 12:30～16:30*	月曜～金曜 9:00～16:30 日曜交付は行っていません。		
予交 定付	申請日を含めて5日目 (土・日・祝日・年末年始は除く)	申請日を含めて8日目 (土・日・祝日・年末年始は除く)			

※土曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)、祝日と重なる日曜日はお休みです。 ※FAXによる申請は受け付けできません。
※火曜日17:00～19:00、日曜日は交付のみで、申請はできませんのでご注意ください。
※若狭窓口の日曜交付は、予約制です。若狭歴史博物館で交付します。
※査証(ビザ)や渡航に必要なパスポートの残存期間については、日本にある各国大使館または領事館へ直接お問い合わせください。

旅券(パスポート)申請のご案内

- 福井県で申請できる方は、原則として福井県内に現住所(住民登録)のある方です。
(ただし、一定の条件を満たせば他県に住民登録している方でも居所申請ができますので、窓口へお問い合わせ下さい。)
- 有効な旅券をなくしてしまった方は、手続きが異なりますので必ず窓口へお問い合わせ下さい。

《申請に必要な書類》

1. 一般旅券発給申請書 1通 ※10年用と5年用の2種類があります。	・18歳未満の方→5年のみ。 ・18歳以上の方→5年・10年のいずれかを選択。 ※申請者本人が必ず記入する箇所があります。 (乳幼児を除く)
2. 戸籍謄本(全部事項証明書)もしくは 戸籍抄本(個人事項証明書) 1通 ※同一戸籍内の複数の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本一通で共用できます。	・記載内容が最新で発行日から6ヶ月以内のもの。 ※旅券の残存有効期間1年未満の切替で、氏名・本籍(都道府県)に変更のない方は省略できます。ただし、未成年者は省略できません。
3. パスポート用写真 1枚 	・提出された写真が旅券に転写されるため、規格に合った適正なもの。 ・申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの(カラーをおすすめします。) ・4.5cm×3.5cmのふちなし、左図の各寸法を満たしたもの。 ・申請者本人のみが撮影された正面向き、真顔、無帽、無背景のもの。 背景色は淡いブルーをおすすめします。 不適当な写真例(次の場合は受付できません。) ・前髪が目にかかっているもの ・化粧、サングラスなどで顔の確認がしにくいもの ・不鮮明なもの ・影があるもの ・顔の一部が隠れる装飾品等を身につけているもの ・顔が横向きなもの ・椅子等背景があるもの、背景がグラデーションのもの ・カラーコンタクトレンズ装着のもの ・明るすぎて顔の輪郭がわかりにくいもの ※写真は貼らずにお持ちください。 ※自宅撮影や証明写真アプリを利用した写真は規格に合わず不適当となることが多く、その場合はお撮り直しをお願いします。
4. 申請者の本人確認書類(原本) 1つまたは2つ ※コピーは不可。 〈例〉 乳幼児・小学生→保険証と母子手帳 中学生以上→保険証と学生証(生徒手帳) ※本人確認書類は、いずれも氏名、生年月日・性別・ふりがな等が申請書の記載内容と一致しているものに限りま	① 次の中から1点 A欄 ・日本国旅券(有効旅券、失効後6ヶ月以内のもの) ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード ・写真付きマイナンバーカード、等。 ② ①がない場合、2点(B+B)、(B+C) B欄 ・健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証 ・年金手帳(証書)、恩給証書 ・介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑登録証明書(申請の際、登録印鑑持参のこと)、等。 C欄 ・写真の貼付のあるもの(生徒手帳、学生証、公の機関の発行した資格証明書、身体障害者手帳等) ・失効旅券(失効後6か月を経過したもの) ・母子手帳(乳幼児、小学生に限る)、等。 C欄の書類2点では、申請を受理できません。
5. 前回取得した旅券	有効期間が切れていて紛失している場合は、その旨を窓口でお申し出下さい。 有効期間内の旅券を切替する場合は、有効旅券の提出がないと申請できません。
※住民票は原則不要ですが、次の場合は必要です。 ①居所申請の場合 ②住民票の異動直後に申請する場合 ③住基ネットの利用を希望しない場合	

【不適当な写真例】 次のような写真は受付できません。



申請書は旅券の有効期間別に、10年用と5年用がありますのでご注意ください。

記入例

※黒のボールペンで記入してください。(鉛筆・消せるペン・太めのペン不可)

※機械で読み取りますので、折り曲げないでください。

※修正液等は使用しないでください。

※記入ミスをした場合は二本線で消し、訂正してください。

ただし、「所持人自署欄」はそのままパスポートの署名になるため、二度書きや訂正はできません。潰れる部分がないよう、大きな字で記入してください。(枠外はみだし注意)

へボン式ローマ字について、次のものは特に誤りやすいので注意してください。

- し SHI ち CHI つ TSU ふ FU じ・ぢ JI ず・づ ZU
- しゃ SHA しゅ SHU しょ SHO ちゃ CHA ちゅ CHU ちょ CHO
- じゃ JA じゅ JU じょ JO りょ RYO
- ・撥音：B・M・Pの前はNの代わりにMをおく (例) なんば NAMBA じゅんべい JUMPEI
- ・促音：子音を重ねる (例) はっとり HATTORI
- ・長音：記入しない(※注参照) (例) おおた OTA ゆうき YUKI
かとう KATO

※注 氏名の長音表記について

◎氏名のヨミカタに長音(「オオ」や「オウ」を含む方は、「OH」等の長音表記の記載が可能です。「OH」の長音表記を強く希望される方は、申請時に申し出てください。

例 おおの ようこ (へボン式) ONO YOKO (長音表記) OHNO YOHIKO

家族で姓の表記が異なると、出入国時にトラブルになるおそれがありますので、家族間で表記を統一されることをお勧めします。

◎一度選択した氏名の表記は、今後変更することはできません。

の箇所は、必ず申請者本人(旅券名義人)が記入してください。

「所持人自署例」

◎旅券のサインとなりますので、必ず申請者本人が署名してください。

漢字で書く場合
越前 太郎

ローマ字で書く場合
Taro Echizen

幼児等がひらがなで書く場合
えちぜん じろう

◎障害等で自署できない方は事前に旅券室にご相談ください。

◎申請者が乳幼児等で本人が自署できない場合は、親権者が署名し、代筆者名を枠の下欄に記入してください。

母が代筆する場合
越前 次郎
by S. Echizen (Mother)

または
越前 次郎
越前 幸子(母)代筆

◎署名としてよくない例
× 枠からはみ出したもの
Taro Echizen

× なぞったり、かすれたり、字がはっきりしないもの
越前 太郎

新規・切替 一般旅券発給申請書

(20歳未満の申請者又は20歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日 受理番号

窓 門 記入欄 **記入しないでください** 確認

有効期間 発行年月日 交付年月日

氏名(カタカナで記入、濁点及び半濁点は同一マス内に「・」「ハ」等と記入してください。)

姓 越前 名 太郎

ヘボン式ローマ字 姓 ECHIZEN 名 TARO

性別 生年月日 361010

本籍 福井県 福井市宝永 3丁目17

住所 福井県福井市宝永 3丁目1-1

電話 0776 (28) 8820

勤務先など (株)福井商事

家族・親族等で旅行中に連絡できる所を記入

住所 福井県福井市大手 3丁目17-1

氏名 越前 花子 申請者との関係 母

電話 0776 (xx) xxxx

内容をよく読んで、該当する「□」にレ印を記入。「はい」に該当する場合は、事前に下記までご連絡ください。

県旅券室 0776-28-8820

記入しないでください

出発予定日 令和 〇年 〇月 〇日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にレ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① □ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的(具体的に) 渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

旅券面の氏名表記(表面のへボン式と異なる場合のみローマ字活字体大文字で記入)

該当者のみ 記入してください

注：旅券面の表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、～など)や、数字(0,1など)等は記載できません。但し、別名併記の()は記載可。

外 務 大 臣 殿 令和 〇年 〇月 〇日 大使 総領事 殿

法定代理人(親権者、後見人など)署名

記入しないでください

旅券に記載されるローマ字表記について、表面のへボン式表記と異なる表記を希望する場合は記入してください。(別途資料が必要な場合があります)

戸籍どおりにかい書で記入 幼児等はひらがなでも可。乳幼児等で署名の困難な場合は親権者の方が署名してください。(例) 父が子(越前次郎)の代筆をする場合 越前次郎 父代筆

申請者が未成年または成年被後見人の場合は、法定代理人本人による署名が必要です。×母が父の名を記入

未成年の子の書類を親権者が代わりに提出する場合は、記入不要です。

必ず申請者本人(例:越前太郎)がかい書で記入

必ず窓口に来られる方本人(例:越前幸子)が記入

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

申請者記入 令和 〇年 〇月 〇日

引受人氏名 越前 幸子 申請者との関係 妻

引受人住所 福井県福井市宝永 3丁目1-1

引受人記入 私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署及び申請者署名は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 〇年 〇月 〇日 連絡先電話番号 0776 (28) 8820

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 40年 3月 3日

注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

代理提出をする場合にはこの様式も忘れずに記入してください。